

「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」 の改正について

肝炎対策基本法 (平成21年法律第97号)

目的 (第1条)

- ・肝炎対策に関する基本理念を定める(第2条)
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにする(第3条～第7条)
- ・肝炎対策の推進に関する指針の策定を定める(第9条～第10条)
- ・肝炎対策の基本となる事項を定める(第11条～第18条)

基本的施策 (第11条～第18条)

予防・早期発見の推進

(第11条～第12条)

- ・肝炎の予防の推進
- ・肝炎検査の質の向上 等

研究の推進 (第18条)

肝炎医療の均てん化の促進 (第13条～第17条)

- ・医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
(第2条第4号)

肝炎対策基本指針策定 (第9条～第10条)

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関

設置
←意見

資料提出等、
要請

協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

- 公表
 - 少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更
- 9つの項目に関して取り組む内容を規定
- ・基本的な方向
 - ・肝炎予防
 - ・肝炎検査
 - ・肝炎医療体制
 - ・人材育成
 - ・調査研究
 - ・医薬品研究
 - ・啓発人権
 - ・その他重要事項

改正前の肝炎対策基本指針の概要(平成23年5月16日策定)

事項	項目	主な内容
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎患者等を含む関係者が連携して対策を進めることが重要であること。 ○ 肝炎ウイルス検査の受検体制の整備及び受検勧奨が必要であること。 ○ 地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制の整備の促進が必要であること。 ○ 抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果の検証を行うことが必要であること。 ○ 肝炎医療を始めとする研究の総合的な推進が必要であること。 ○ 肝炎に関する正しい知識の普及啓発が必要であること。 ○ 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供が必要であること。
第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな感染を予防するための正しい知識の普及やB型肝炎ワクチンの予防接種の在り方に係る検討が必要であること。
第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることの周知、希望する全ての国民が検査を受検できる体制の整備及びその効果の検証が必要であること。
第4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられる体制の整備及び受診勧奨が必要であること。
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成することが必要であること。
第6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究実績の評価や検証、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる研究の実施が必要であること。
第7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎医療に係る医薬品を含めた医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。
第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、肝炎患者等に対する不当な差別を防ぐため、普及啓発が必要であること。
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化が必要であること。 ○ 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援を行うこと。 ○ 地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制の構築等が望まれること。 ○ 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無について認識を持ち、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識に基づく適切な対応に努めること。 ○ 今後、各主体の取組について定期的に調査及び評価を行い、必要に応じ指針の見直しを行うこと。また、肝炎対策推進協議会に対し、取組の状況について定期的な報告を行うこと。

肝炎対策基本指針 改正の検討

○平成27年6月23日 第14回肝炎対策推進協議会

- ・これまでの取組状況の報告
- ・指針見直しに向けた議論（委員からの報告等）

○平成27年9月29日 第15回肝炎対策推進協議会

- ・指針見直しに向けた議論（委員・参考人からの報告等）
- ・委員からの指針改正に関する提案

○平成28年1月26日 第16回肝炎対策推進協議会

- ・指針見直しの方針(案)を提示
- ・指針見直しの方針(案)に関する議論

○平成28年3月17日 第17回肝炎対策推進協議会

- ・指針の新旧対照表(案)を提示、改正のポイント(案)を提示
- ・指針の新旧対照表(案)に関する議論

○平成28年4月19日～5月18日 パブリック・コメント募集

○平成28年6月30日 改正肝炎対策基本指針告示

肝炎対策基本指針 改正のポイント

指針改正(平成28年6月30日)の主な変更点(追記、明記、強調した箇所)は以下のとおり。

項目	改正のポイント
基本的な方向	○ 国の肝炎対策の全体的な施策目標として、 <u>肝硬変・肝がんへの移行者を減らす</u> ことを目標とし、 <u>肝がんの罹患率を出来るだけ減少させる</u> ことを指標として設定することを追記。
予防	○ B型肝炎ワクチンの定期接種の実施を図ることを追記。
肝炎検査	○ <u>職域での肝炎ウイルス検査</u> について、地方公共団体や拠点病院等と連携し、研究班の成果等も踏まえ、医療保険者、事業主等 <u>関係者の理解を得ながら、その促進に取り組む</u> ことを強調。
医療提供体制	○ 検査陽性者の受診勧奨、フォローアップの取組を一層推進することを強調。 ○ 肝疾患連携拠点病院は、地域の肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、専門医療機関やかかりつけ医と連携しつつ、良質な肝炎医療の環境を整備するよう取り組むべきことを明確化。 ○ 肝炎情報センターの基本的な役割(拠点病院等への研修、情報提供、相談支援等、必要な調査や提言等)を明確化。 ○ 心身等の負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、事業主への周知を進めるなど、肝炎患者の就労支援への取組を強化。

項 目	改 正 の ポ イ ン ト
人材育成	○ 都道府県等における、地域や職域で肝炎の普及啓発や、肝炎ウイルス検査の受検勧奨、陽性者のフォローアップ等の支援を行う <u>肝炎医療コーディネーター</u> などの人材育成の取組みを強化。
肝炎の調査研究	○ 「肝炎研究10カ年戦略」に基づく肝炎研究(B肝創薬等)を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう行政研究を進めることを明記。
医薬品の研究開発	○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、 <u>特にB型肝炎、肝硬変の治療に係る医薬品の開発</u> 等に係る研究を促進することを明記。
啓発・人権尊重	○ 国及び地方公共団体が連携し、関係者の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行うことを明記。 ○ これまでの研究成果を元に、 <u>肝炎患者等に対する偏見や差別の被害の防止に向けた具体的な方策を検討し、取組を進める</u> ことを追記。
その他重要事項	○ 肝炎から進行した <u>肝硬変・肝がん患者に対する更なる支援の在り方について、従前の調査研究の結果、新たな治療法の開発状況その他の医療の状況、肝炎医療費助成や重症化予防事業などの施策の実施状況等を踏まえ、検討を進める</u> ことを追記。 ○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき、医療関係者、患者団体等その他の関係者と協議のうえ、 <u>肝炎対策に係る計画、目標の設定を図るよう促す</u> ことを追記。

肝および肝内胆管 C22

死亡数、罹患数、年齢調整死亡率（人口10万対）及び年齢調整罹患率（人口10万対）；
都道府県別、性別 2012年

肝および肝内胆管（C22）

地域	男						女						登録 精度*2
	死亡数	粗死亡率	年齢調整 死亡率*1	罹患数	粗罹患率	年齢調整 罹患率*1	死亡数	粗死亡率	年齢調整 死亡率*1	罹患数	粗罹患率	年齢調整 罹患率*1	
全国推計値	20059	32.7	16.7	28623	46.1	25.2	10629	16.4	5.6	15054	23.0	9.0	
北海道	831	32.5	16.0	1257	49.0	25.0	427	14.9	5.1	617	21.5	7.9	†
青森県	229	36.4	18.2	292	46.3	23.7	127	17.9	5.5	143	20.0	7.1	*
岩手県	183	29.5	14.0	266	42.8	22.3	122	18.0	4.8	116	17.0	5.8	†
宮城県 *3	264	23.3	12.8	352	30.9	18.0	165	13.7	5.2	204	16.9	7.4	†
秋田県	122	24.7	10.2	181	36.5	16.8	86	15.4	4.0	104	18.5	5.3	*
山形県	164	30.0	12.6	207	37.7	16.8	111	18.7	4.8	137	22.9	7.0	*
福島県	295	30.6	15.3	368	38.0	19.2	173	16.9	4.7	215	20.9	7.1	*
茨城県	431	29.6	15.5	587	39.8	22.6	193	13.2	4.8	241	16.2	6.4	*
栃木県	300	30.6	16.2	405	40.9	22.8	150	15.1	5.2	212	21.1	8.7	*
群馬県	280	29.0	14.0	417	42.5	22.2	169	17.0	5.7	247	24.4	9.2	*
埼玉県	920	25.7	14.5	1341	37.1	21.4	468	13.2	5.5	671	18.6	8.1	†
千葉県	834	27.1	14.6	1037	33.3	18.4	371	12.0	4.7	490	15.6	6.7	†
東京都	1638	25.5	14.9	2820	42.8	26.6	847	12.9	4.8	1456	21.5	9.0	†
神奈川県	1136	25.2	14.7	1366	29.9	18.2	603	13.5	5.4	699	15.3	6.9	†
新潟県	282	25.0	11.5	303	26.7	13.9	159	13.2	3.3	167	13.8	4.1	*
富山県	169	32.7	15.3	254	48.8	24.0	97	17.5	5.2	124	22.1	6.9	†
石川県	164	29.4	14.7	245	43.6	23.6	95	15.9	4.4	159	26.4	9.5	†
福井県	111	29.2	12.8	161	41.8	20.4	88	21.7	6.9	113	27.4	9.8	*
山梨県	186	45.2	21.2	259	62.1	31.8	91	21.3	6.4	125	28.7	10.7	*
長野県	284	27.8	12.2	463	44.8	21.5	183	17.0	4.8	278	25.4	8.7	*
岐阜県	283	28.8	13.4	517	51.9	26.3	144	13.8	4.2	257	24.1	8.4	†
静岡県	608	33.5	16.3	967	52.6	26.4	275	14.7	4.9	415	21.8	8.2	†
愛知県	989	27.2	15.7	1339	36.0	21.7	479	13.1	5.3	610	16.3	7.1	*
三重県	240	27.2	12.4	423	47.1	23.3	150	16.2	4.9	236	25.0	8.6	*
滋賀県	161	23.3	13.1	225	32.1	18.9	84	11.9	4.5	121	16.8	6.8	*
京都府	383	30.9	15.9	674	53.6	28.5	228	17.0	5.7	333	24.4	9.1	†
大阪府	1720	41.0	21.6	2390	55.9	30.7	877	19.5	7.1	1224	26.7	11.0	*
兵庫県	1061	40.4	20.1	1549	58.2	30.6	555	19.4	7.0	832	28.6	11.2	†
奈良県	217	33.3	15.9	359	54.8	27.1	117	16.1	5.0	189	25.8	9.8	*
和歌山県	231	50.1	20.9	358	77.3	34.6	131	25.2	8.2	192	36.7	13.0	*
鳥取県	120	43.6	19.9	183	66.3	33.1	64	21.2	5.5	87	28.6	8.6	*
島根県	159	47.4	20.4	251	74.4	34.9	84	23.0	6.1	135	36.7	10.5	*
岡山県	343	37.3	17.3	507	54.6	27.0	181	18.2	5.8	278	27.6	10.4	*
広島県	603	44.4	22.4	845	61.5	33.2	338	23.2	7.1	451	30.6	11.1	*
山口県	326	48.8	20.4	447	66.3	30.1	152	20.3	5.6	214	28.3	8.6	*
徳島県	176	48.1	21.7	221	60.2	28.6	86	21.3	6.0	110	27.0	8.6	†
香川県	191	40.4	18.0	261	54.8	26.4	101	19.9	5.1	151	29.6	10.5	*
愛媛県	350	53.1	24.9	498	75.0	36.4	163	21.9	6.2	258	34.4	12.0	*
高知県	159	45.4	20.3	197	56.0	26.2	95	24.0	5.8	134	33.7	9.8	*
福岡県	1161	49.0	25.7	1769	74.1	40.8	616	23.2	7.7	1013	37.8	14.8	†
佐賀県	201	51.0	25.8	295	74.6	40.9	130	29.3	7.8	170	38.2	12.8	*
長崎県	282	43.3	19.1	335	51.2	25.0	156	21.0	5.6	216	28.9	10.6	*
熊本県	358	42.4	20.5	466	55.1	28.2	192	20.2	6.1	261	27.3	9.5	*
大分県	220	39.5	18.0	389	69.3	32.8	150	24.2	7.1	242	38.6	13.1	†
宮崎県 *4	210	40.1	17.5	350	66.7	30.6	113	19.1	6.0	197	33.1	10.7	†
鹿児島県	315	40.2	18.4	424	54.0	25.9	192	21.5	5.5	245	27.3	8.2	†
沖縄県	148	21.7	14.9	214	31.1	22.0	65	9.1	4.1	93	13.0	6.2	†

死亡数：年齢不詳を除く

*1 年齢調整率の基準人口を1985年日本モデル人口とした場合

*2 * 推計対象地域：A基準 ①MI比 ≥ 2 (MI比 ≤ 0.50)、②DCN割合 $< 20\%$ 、③DCO割合 $< 10\%$ の全ての条件を満たす登録

† 比較可能地域：B基準 ①MI比 ≥ 1.5 (MI比 ≤ 0.66)、②DCN割合 $< 30\%$ あるいはDCO割合 $< 25\%$ の両条件を満たす登録

*3 宮城県 2010年集計 *4 宮崎県 2013年集計

「肝炎対策の推進に関する基本的な指針の全部を改正する告示案」に関する意見募集に対して寄せられた御意見について

平成28年6月30日
厚生労働省健康局
がん・疾病対策課
肝炎対策推進室

肝炎対策の推進に関する基本的な指針の全部を改正する告示案について、平成28年4月19日から5月18日までホームページ等を通じて御意見を募集しましたところ、計11件の御意見をいただきました。

お寄せいただきました主な御意見の概要と、それに対する当省の考え方を、別添に取りまとめましたので公表いたします。なお、取りまとめの都合上、頂いた御意見は適宜要約するとともに、意見募集の対象となる事項のみ示しております。

今回御意見をお寄せいただきました方の御協力に、厚く御礼申し上げます。

「肝炎対策の推進に関する基本的な指針の全部を改正する告示案」に関する意見募集に対して寄せられた御意見及び当省の考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>新設された、差別に関する法務局との連携はよいと思います。タトゥーやピアスから感染するのであれば、小室哲哉さんのテーマソングのバックの映像等でもPRするのも周知になると思います。また、劇症肝炎や、医師が感染するケースや、感染者の洗濯物の扱い等、コーディネータだけではなく、ドキュメンタリータッチのドラマ等での教育もお願いしたいです。肝臓＝沈黙の臓器の恐さを国民に周知させることも大切だと思います。</p>	<p>厚生労働省では、著名人の方々のご協力による「知って、肝炎プロジェクト」を実施しており、こうした取組を通じて、広く国民に対して、肝炎ウイルス検査の必要性を訴えとともに、肝炎に関する正しい知識の普及について引き続き推進してまいります。</p>
<p>指標の設定に当たっては自然減を大きく上回る水準とするか、長年にわたって大きな変動がみられないB型肝炎からの肝がんを対象とすることも検討して頂きたい。</p>	<p>指標については、肝炎対策推進協議会でのご議論やご意見の内容も十分踏まえ、策定してまいりたいと考えています。</p>
<p>たびたび発生しているワクチン等の供給問題について、「第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項」等に対策を盛り込むことを検討して頂きたい。</p>	<p>今回の改正案では、B型肝炎の感染予防を可能とするB型肝炎ワクチンについて「定期接種を推進していく」とことと明記しております。当該指針も踏まえ、ワクチンの供給に問題が生じることのないよう、引き続き、適切に対応してまいりたいと考えています。</p>
<p>肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成をお願いしたい。 (同旨2件)</p>	<p>今回の改正案では、「肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援のあり方については、医療や様々な施策の実施状況を踏まえ検討を進める」と記載しており、引き続き、肝炎対策の推進に取り組んでまいりたいと考えています。</p>
<p>肝臓機能障害の身体障害認定基準に関する記載については、「その認定状況の把握と迅速な評価を行う」とするなど、特に踏み込んだ表現にすべきである。</p>	<p>平成22年度より施行された肝臓機能障害の身体障害認定基準については、平成28年4月よりチャイルド・ピュー分類Cに加えて、分類Bも対象とする等の見直し後の認定基準が施行されています。 改正後認定基準による認定状況については、できるだけ早く把握を行いたいと考えています。</p>
<p>人権に関する記述は、削除すべきである。</p>	<p>「肝炎対策基本法」においても、「肝炎患者等の人権が尊重され、肝炎患者等であることを理由に差別されないよう配慮するものとする」とされていることから、人権に関する記述は必要と考えています。</p>
<p>「国の示す地域の肝疾患連携体制のあり方」について早急に策定し、その際に患者団体などの意見も十分に聞く機会を設けるとともに、策定時には、①専門医療機関は、その時々専門的知見に基づく診療ができること。②かかりつけ医を受診している肝炎患者には、専門医療機関へのアクセスが確保されていること、を配慮してほしい。</p>	<p>「地域の肝疾患連携体制のあり方」については、肝炎患者の方にも参画いただいている肝炎対策推進協議会でのこれまでのご議論やご意見の内容も十分踏まえ、策定してまいりたいと考えています。</p>

健 発 0630 第 1 号
平成 28 年 6 月 30 日

各

都道府県知事
政令市長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長

肝炎対策の推進に関する基本的な指針の全部を改正する件について

肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項に基づき策定された、肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成 23 年厚生労働省告示第 160 号。以下「基本指針」という。）については、法第 9 条第 5 項において、少なくとも 5 年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

ついでには、本日、基本指針の全部を改正したところである。改正のポイントは別添 1、改正後の基本指針は別添 2 のとおりである。

各地方公共団体におかれては、改正後の基本指針の内容について御了知のうえ、法第 4 条に規定する地方公共団体の責務にのっとり、基本指針に定めた内容を踏まえ、地域の実情に基づいた肝炎総合対策の実施に取り組むようお願いする。各都道府県においては、基本指針第 9（3）を踏まえ、管内市区町村、拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他の関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標を設定する等、より一層の肝炎対策の推進を図られるようお願いする。

具体的な施策としては、利便性の高い肝炎ウイルス検査の実施体制の整備や、職域での検査実施の働きかけ、陽性者のフォローアップや医療費助成、関係機関と連携した肝疾患診療体制の整備、肝炎に関する普及啓発等に努められたい。また、肝炎ウイルス検査の実施や普及啓発については、市区町村等においても積極的に実施いただくため、管内市区町村、関係団体、関係機関等に対して基本指針の周知を図るようお願いする。